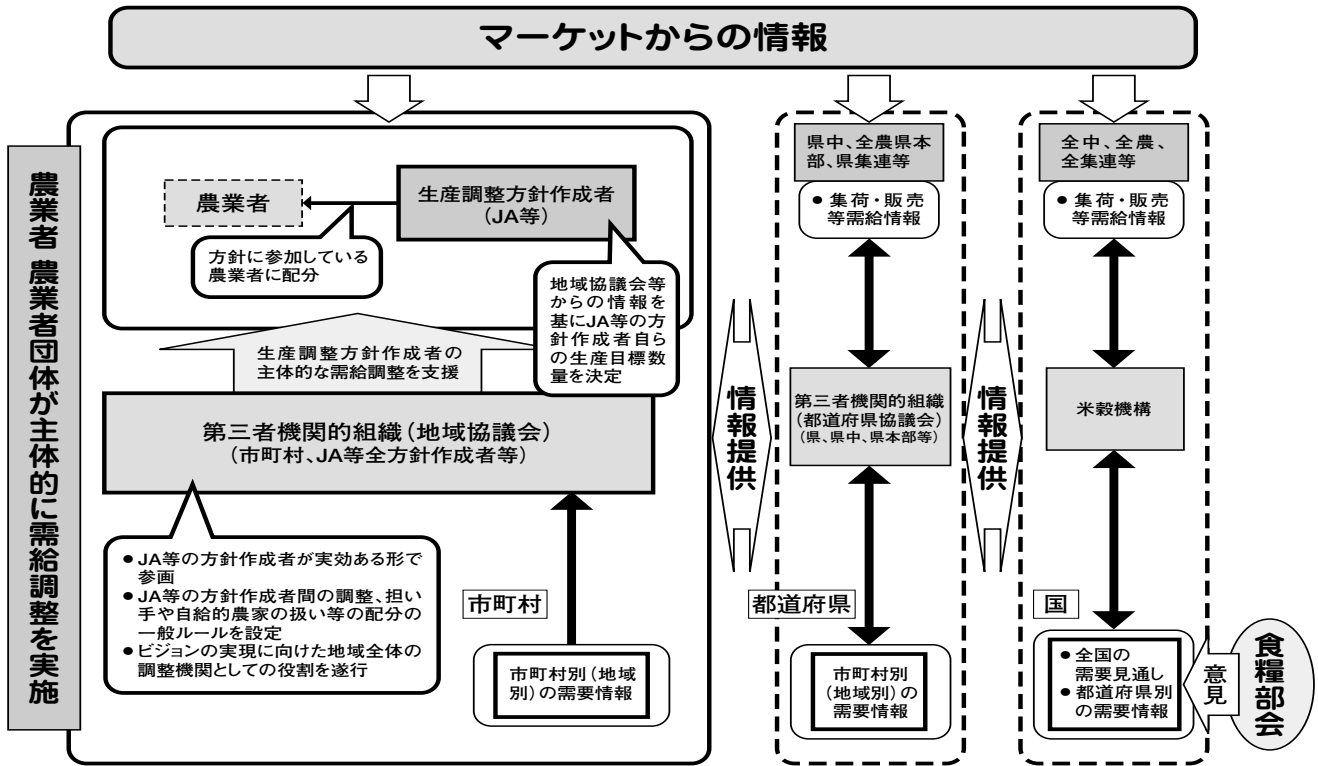


(図⑤)



③ 地域で一定のまとまりをもった取り組みである。これに合わせて、地域の農業者の八割以上が、環境負荷を低減する農業の取り組みを実施する必要があります。なお、営農活動への支援については、地域内で取り組みを行っている作物に応じて、図③の支援の内容のとおり、十ヶあたりの助成単価を基準に助成金が活動組織に交付されます。

二つ目の柱として、米の生産調整支援を「米政策改革推進対策」として見直します。

**【米政策改革推進対策】**

平成十八年産の米までは、国が都道府県や市町村を通じ、米の生産目標数量を配分通知していましたが、平成十九年産の米からは図⑤のとおり、米の需要量に関する情報を国から都道府県や市町村から提供を受け、農業者・農業者団体が中心となって需給調整を進めていただくことになりました。

**■米の生産調整を行っている農家への支援**

米の生産目標数量の調整を行っている農家には、平成十六年度から十八年度に行ってきた、水田を利用して安心安全の農作物づくりと、地域の特産物を推進する「産地づくり交付金」で引き続き支援されます。

南丹市では旧町ごとの協議会を統合し「南丹市地域水田農業推進協議会」を設立して、地域の特性や特産品などを考慮し、支援の対象となる品目と支援の内容を決める予定です。

産地づくり交付金は、交付金の使い方についてどのような項目（米価下落対策、転作物物の振興対策、担い手の育成・支援対策など）にどう使うかは、地域の創意工夫により設定できるので、南丹市では、生産者や農業者団体などと相談し、麦・豆類のほかに、みず菜、壬生菜などの地域の特産である京の伝統野菜や、地産池消の野菜づくり、担い手に対する支援を対象にすることで検討しています。

三つ目の柱として、農業の

担い手に対して支援を行う「品目横断的経営安定対策」が始まります。

**【品目横断的経営安定対策】**

地域の過疎化や少子高齢化で農業者数が減少している中、能力と意欲のある担い手の経営の安定を図る施策です。

自国の主要農産物である米と、国内での自給率が低く、安いコストで諸外国から輸入される麦（ビール麦を除く）・白大豆について、各品目ごとに行われていた支援施策が、生産条件の格差を是正し農家の収入の変動の影響を緩和するため、これらの品目を全て合算した政策になります。この支援を受けるには認定農業者であることが必須条件となります。また、一定要件をそなえた集落営農組織でも同様の支援を受けることができます。南丹市ではすでに昨年の秋の麦の作付けから、対象となる生産農業者に申請手続きをしていただいています。

これから作付けが行われる米・白大豆については、四月から申請を受け付けます。

**■対策の加入と特例要件**

品目横断的経営安定対策に